

1 工事検査の基本事項

④ 一 監督と検査の違い

工事検査通信 No.4

発行：H28年4月27日

出納局 工事検査課



主任、今週末からゴールデンウィークですね。
主任は、何か予定はあるんですか？

バッチシだね。
昨日から、竿も磨いているからね。
ところで、休止する現場は、
バリケードをしっかり設置しておきなよ。
一般の人が入って、事故らないようにね。



分かってますって。
今日と明日で現場まわって、
安全管理を確認してきますから。
え〜と、今日は監督と検査の違いを
教えて頂くことになっていました。

ん〜、意外と分かっているようで
ズバツと説明し難いね。



僕たちが、立ち会って確認しているのに、
検査員が、もう一度確認する必要があるのでしょうか？

それはね。
税金でみんなが使うものを作るんだから、
ちゃんと出来ているか確かめなければならないのよ。
監督員は、施工途中で材料承認したり、
重要な施工で臨場したり、必要な指示して、
契約内容に合ったものが出来るようにする。
検査員は、出来上がったものが、
契約どおりになっているかどうか確認する。



施工途中は監督で、
完成してお金を払う前は、検査ということですか？

そうそう、そんな感じ。
基になっているのは、地方自治法だからね。



地方自治法ですか。
まったく意識したことなかったです。

まあ、地方自治法はともかく、
監督員なんだから、工事請負契約約款とか監督員執務要綱、
工事検査実施要綱は、よ〜く読んでいた方がいいよ。
それに、
財務規則やら地方自治法施行令の関係するところだけでも、
目を通しておくと完璧だね。





あれ、この前は、
共通仕様書が重要だって言ってましたよね。



それは、当たり前なの。



なんか、いっぱいあると大変だなあ。



焦ることはないよ。
経験しながら、積み重ねるようにすればいいのよ。
工事検査だって、検査員が、
何をチェックするか分かってるかい？



それ聞きたいです。
次回、教えてください。

●本日のポイント

(福島県財務規則第272条～273条から抜粋)

監督員： 契約の適正な履行を確保するため、立会、工程の管理、使用材料の試験又は検査その他の方法により監督し、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

検査員： 契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、当該工事について検査をしなければならない。

【関係法令等】

地方自治法、第234条の2 第1項
地方自治法施行令、第167条の15
公共工事の品質確保の促進に関する法律、第7条
福島県財務規則、第272条～第274条
福島県工事請負契約約款、第9条、第31条
福島県工事検査実施要綱

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/159562.pdf>

【登場人物の設定】

○福島県出先の某発注機関



： 的丸(マツル) 主任



： 浩二(コウジ) 技師